

諫早市上下水道局公告第 28 号

三部壺地区配水管敷設替工事（R8－1工区）について、一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年9月2日

諫早市上下水道事業管理者 矢竹 秀孝

記

一般競争入札（事後審査型）を執行するにあたり必要な事項を定める。

必要な事項は入札説明書（共通事項）及び入札説明書（個別事項）に記載する。